

保育大會餘錄(二)

本誌編輯部

第四部會

四部會は保育事業の制度、職員等に関することを研究討論する部會である。提出議案二十五は、大會準備委員によつてそれぞれ四つの部門に分類された。當四部會に廻された議案は、十三議案で討論の結果を挙げると次の通りである。建議七、陳情二、報告二總會議案として再討論に廻つたもの二緊急動議一である。

【問題一】「教育を研究する大學に保育研究の課題を設ける件」

(東京都國立幼稚園會提案)

「教育に関する新大學に保育研究科を設ける件」(宮城師範學校附屬幼稚園提案)

(提案者説明) 新制の大學に、音楽、體育等と同じように別科的に保育研究を設けていただきたい。又關東に一つ信越地區に一つと言つたように、地方ブロック

的に保姆養成機關を設けて頂きたい。

A(東京都) 年限については、新制の教育大學は四年であるから四ヶ年本科と同一にしたい。幼児教育一層重大を加へ更に充實すべきの時、保育所の保姆も幼稚園の保姆もこゝを出すべきであると思ひます。

ブロック別の保姆養成機關に結構と思ひます。新制大學とブロック別のとで兩方の保姆養成機關が出来そうだが、その邊提案者の御意見を伺いたい。

(提案者説明) この際はどちらか一本建にしたいものです

B(兵庫縣) 教育が將に劃期的な一大變革が加えられる時に當り、宮城保育會の御提案誠に結構と存じますが、提案者の御意見は、小學校の先生をつくる大學に保育科をおくという意味ですか……

(提案者説明) 新制の大學に並説するとう意味です。

C(東京都) 保育所の保姆のことか幼稚園の保姆のことか、保育所は厚生省の管轄下にあり幼稚園は文部省に屬しているが、新學制には保育所のことを出して

ない。保育も年長の方は教育的に扱い、

年少は衛生養護の面を扱うことが多く保育所であるから、こゝでは保育所も幼稚園も兼ねたもの、幼児教育という方面から、全員この案に賛成したいと思ひます。

(全員熱心に拍手)

議長(林氏) 本案は別に御異議はなく建議案としては御採擇願ひます。

(一同拍手)

この時緊急動議あり。

「ヘフアーナン先生の留任を懇請する件」

(神戸保育會提出)

(提案者説明) C・I・Eの幼稚園部の指導者でいらつしやるヘフアーナン先生は、實に優れた幼児教育者であり人格者であると思ひます。もれ聞くとところによりますと、十二月に滿期御歸國とのことでありますが、皆さんの御賛同を得て全國保育大會の名に於てヘフアーナン先生の任期延長のことを請願したいと思ひます。ヘフアーナン先生は、カリフォルニア州の幼児教育の責任者でいらつしやるそ

うで、児童心理學にも精通して居られる方と伺つています。我が國の保育制度民主化の極めて大きな推進力であらうと思つていました。

D(東京都) 近々文部省から發行になります保育要領は、このヘフアン先生御指導によるものであります。その保育要領研究會の席上でしたが、「おやつ」ということが問題になつた時でした。おやつは是非幼稚園に取り入れたいが、今の國の状態では要求も出来ないと思つ返もうとした時、アメリカの子供に必要なものは日本の子供にだつて必要であるのだから、遠慮なく要求なさいと云つたように、この他澤山例はありますが、國境を越えて子供の幸福のことを考える方です。幼稚園に關する著書、教育法に關するもの、又圖書に關する著書もあつてあります。

議長(林氏) 「賛成が多いようです。

異議がなければ留任を請願することに致したい。併しこれはこの四部會だけで決すべきではなく一應總會にかけるべきだと思ふ」

(全員拍手)

【問題二】 「私立保育事業教職員待遇改善に關する件」

(東京都私立幼稚園協會提案)

(提案者説明) 公立の保育事業従事者の待遇は、今や千八百圓のベースに近づきつゝあると聞いて居りますが、私立のではありません。待遇が悪くては思うように専念出来ません。區々まちまちで今以つて何等の基準もありません。保育事業に携わつて居るものには何等かの方法をもつて吾々の待遇をひき上げて頂きたい。私立教職員組合でも全國的に發展させたいと思つて居ます。

議長(林氏) 只今御説明のと、追加議案の議案と稍々似ております。一括上程いたし度、提案者の御説明を願います。

【問題三】 「保育従事者に衣料品、靴等生活必需品配給に關する件」

(宮城保育會提案)

(提案者説明) 子供には僅かながら配給がありますが先生にはありません。現在の經濟事情の悪化では、吾々職員の經濟も仲々苦しいものです。こういう點で

この案を提出しました。

E(兵庫縣) まだまだ千八百圓ベースに選い。私立保育事業従事者にも一律にこの點にひき上げて欲しい。

(賛成の拍手頻り)

議長(林氏) 公私間はず、只今はどちらも經營難が實情であります。殊に私立は補助金打切りで益々苦しいことと思ふ。保育従事者は小學校の訓導と同じ資格であるのに冷遇されている。この議案も追加議案も聲を大にして叫ぶべき問題であると思つて居るのでこれはそれだけの筋に請願陳情することゝ致したい。

(全員拍手)

F(東京都) 次に兒童福祉法のことが出て居りますが、この席に參議員の河崎なつ先生が見えて居られますからこの法について河崎先生にお話を伺つたら如何でしょう。

議長(林氏) では河崎さんどうぞ差支のない程度でお話しを願いたい。つまり兒童福祉法案にどの程度まだ保育所の問題や保育所保母の問題がは入つて居るかを。

河崎なつ氏 「こん度参議院を通過した児童福祉法の中には、浮浪児の問題、みなし児、救護院のこと、児童虐待防止の行爲等と云つたような社會施設を大部占めているので、實の所保育所の問題は少し軽く扱われている、今の所この法案は参議院を通過して通常議會に出すという風で保育所保母の養成はどうなるか、とか保育所と幼稚園はどうなるか等ということには觸れていない。この問題は社會事業大會でも取り上げられていたが、何等解決を見ないでしまつたが、一つは幼稚園は文部省の管轄であり保育所は厚生省の管轄であるというので、一元化が容易に行はれないのであろう。相手は同年の幼児であるのに、幼稚園の方は生活に誇りを持つている家庭、保育所の方は生活低度が低いというのでかべがあるのであらうか。これでは児童の福祉にならない。文部省でも厚生省でもないその間の獨立した役所—児童省—とでも云うようなのが出来て、健康的にも教育的にも扱う、保母さんも女學校位の間に合せてなく、ちゃんとした養成所を出た人が來

て、保健的にも教育的にも見てもらつてこの社會の幼い子をもり育てて頂きたいと思う。ばあつと一つに、というのでは一元化はむづかしい、幼稚園という名が欲しければ、五歳、六歳は幼稚園、これより小さい所は保育所というとかこんな意味の一元化を考えてこういう方向へ教育、厚生兩方面から解決したい。そして根本的な統一された法律をたてたいものである。

G(東京都) 児童福祉法には保育所の名稱は何と出ていましょうか保育園か保育所か。

河崎氏 保育所です

G(東京都) 保育園という名の方がいいのではないのでしょうか。

河崎氏 参議員は保育所を通つていながらこの名まえが気に入らなくても當分これで我慢しておくことです。

G(東京都) 我慢しているといつてもなおらないからこの際はつきりした名稱に決めるのがいいと思います。

河崎氏 いや、そうじゃない。長い間の保育所の問題が、こんどやつと一部

分を通つたのだから、この度はこのまゝそうつとして通してしまいがいい、そうでないと今又始めにかえつて審議のやり直しをしていられないつ通るか分りやしない、そうつとしてこの際この法案を通してしまいがいいというのです。

【問題四】「児童福祉法施行後に於ける保育園保母の資格待遇に關する件」

(東京都保育研究会提案)

(提案者説明) 児童福祉法施行後、保育所保母の資格、待遇のことが發表になつていないが建議したり請願したりした。

議長(林氏) このことも河崎さんに伺いたう。

河崎氏 保母さんの資格のことも待遇のことも福祉法案には出ていない。福祉法案が通つてから出した方がいゝ。いまとやかくつゝくと大切な福祉法案迄がぐらつては大變だから。

提案者 公立には有資格者が多いが私立には無資格者が多い。この點何とかして、もつといゝ保母さんを招きたいものである。

H(東京都) 保育所の保母には保證書

なく又、資格の規定もなかつた爲に、小學校を卒業しても、女學校を卒業しても専門學校を卒業しても保母になれませんでした。今福祉法案が通らうとしている時、これから後は保育所のこと規定規律で價づけるようになって、一般の資格が向上して嬉しいことと思ふ。現在の保母さんもその最終學歷と經驗とを見て、それにはかろう、再教育をして欲しい。

I(茨城縣) 資格も待遇も共に向上したい。保育所の保母の資格も幼稚園の保母と同じ資格にしたい。地方でも六三三四を原則としてやつて頂きたい。

議長(林氏) 非常に資格が上ると思う尚長野縣の例を申上げてみますと、長野縣では小學校の訓導は無試験で保育婦の免状が與えられます。専門學校出身者には一ヶ年以上實際の經驗を持つた者に、女學校出身は二ヶ年、小學校高等科卒業者には三ヶ年實際の經驗を持つた者には保育婦としての試験を受ける資格を與えています。事實として試験を受けた者は殆んど免状を思つています。

【問題五】「幼児教育の義務制について」

(東京都保育會提案)

(提案者説明) 學校教育法によつて幼稚園も學校教育の一環とはなつたが、義務制でない爲に區の經費でまかなわねばならない。従つて高い保育料を取らねばならず、どうしても幼稚園というところは特別の贅澤な存在となる。高い俸給を出せないためよい先生も得られず、保育資材等も少しも配給がないため高い物を買わなければならぬ。同じ屋根の下に居りながら、小學校には給食もあり種々の材料も配給になるが幼稚園では受けられないという現状である。せめて就學前の一年だけでもよいからどうしても幼稚園も義務制にしたいものである。

K(東京都) 幼稚園の義務制はその經濟面からのみでなく、幼児教育の必要性からも是非義務制にしなければならぬ(賛成の拍手)

この時議長(林氏)が「教育の建前から言つて、少くも就學前一年を義務制に」と發言すれ滿場熱烈の拍手を送る。

【問題六】「幼稚園保育所統合に関する件」

「保育事業の一元化に関する件」

(東京都保育研究會提案)

(提案者説明) 幼稚園保育所の統合の意見は長い年月に亙つての問題故、既に盡されているが、私共は兒童觀からこの二つの見方を無くしたい。

一元化は足下の問題であつて、何とかして新保育法も兒童福祉法も生かし、それから文部省も厚生省も今のまゝで出来ないであらうか。文部省は保育内容方面を指導し、厚生省は文部省の豫算を移して、運営として、豫算とか保母の身分保證の面をやる。幼稚園と保育所の差は、只、園育時間の差だけと思ふ。保育の内容も、相手の子どもも同じである。文部厚生互いに繩張りを止め暫定的に今のまゝ、並立のまゝで、一元化は出来ないものであらうか?

議長 「この兩者の一元化は既に言い盡した問題である」

F(東京都) 三歳以上とは幼稚園、三歳以下は保育所的にやつて下されば……
M(兵庫縣) これは、部會の問題には

餘りに大き過ぎる。全體の問題として委員會を設置、委員附託にしてはどうです。議長(林氏) 委員附託にします。重要な問題ですから。

(全員賛成)

河崎氏 委員へ希望します。幼稚園からも託児所からも同じ人数の委員を擧げること。又児童局といつたものを決議要求した方が早いかも知れない。

【問題七】「保育従事者養成擴充に関する件」(東京都保育連合會提案)

「保母養成機關の擴充と幼稚園の改名を願いたし」(茨城保育合提案)

(提案者説明) 東京都こゝに言う保育従事者とは通念保母を指す、この保母が現在非常に不足している。保育の効果を擧げる爲には保母の技能識見の勝れているということが大事で、この養成は非常に大切と思うのに、現在非常に不足しているばかりでなく、將來も非常に悲觀的であります。現在東京に養成機關が十一あり、卒業生が一二〇名しかありません。戦前は六〇〇名位出たのですが。來年は養成機關の生徒募集が許可されてい

るが、來年はわからない、許可されても、女學校卒業生がない爲に従つて養成所の卒業生もないわけになる。そのあとは學藝大學二年修了ということになるのだが、どうしても悲觀的。文化國家の建設の秋、保母の低下は重大なる問題とと思う。どうしたらいいか？

(提案者説明—茨城) 私の方の提案。

同様である故それには觸れないで、茨城の案として附加したいところだけを言う。現在當面してゐる保母不足は補わねばならない。でなければ、幼稚園は現在よりも少くなるし、經營難と並行して悲

觀的。故に暫定的措置として府縣の保育連合會あたりが認定してもらつて、保母の養成をして一時を凌ぐのも一つの方法である。又女學校の卒業生に向かつて保育事業の尊いことを聲を大にして吹き込む。又既存の保母に對しては講習會の如きを頻繁にやつて眞の向上を圖ること。子供を愛するといふ氣持でいくならば養成機關制度でなくとも努力によつては或程度補ひ得ると思う。それから幼稚園の改名について申します。新教育法によ

つて幼稚園も學校の一環として認められた、この際氣分一新のため改名を思いついた。實際私の地方等では幼児はこう言つてる、學校は勉強するところ、幼稚園は幼稚という傾きがある—これはひが目ではない—で改名すれば、幼児は自覺を持つから教育効果を擧げうる。仲よし學校、幼稚學校、或は新しい鈔育制度で公募するのもよいであらう。

N(東京都) 名稱は幼稚園のみか、或は保育所も含めてか。兩方統合して新しい名目にすれば、文部厚生との對立も緩和されると思う。

O(兵庫縣) 大人が幼稚園を幼稚と思ふのか子供が思ふのかどちらでしょう。

提案者(茨城) どつちも

O(兵庫縣) 幼稚園は學校の觀念とは違ふ。

P(東京都) 改名に反對。幼稚園の名は子供に幼稚の感を與えないと思う。幼稚園といふ名には、長い歴史もある、改名には反對。

(養成の拍手しきり。よつて議長により改名否決を宣せられる。)

議長(林氏) それから保母養成機關の擴充は、國、府、縣ですると手間がかかる。そこで提案しますが、急速を要する問題である故に、各府縣の下に協會なり保育連合會ならつとり早い。これでいいか? それとも國府縣へ建議しますか。

Q(茨城縣) 國、府、縣へ建議の必要あり。

R(千葉縣) 私の方では縣の依託をやつています。以前は九〇名から八〇名位あつたのですが、本年の三月は、相當宣傳したのですが、八名しかありません。これは保母の冷遇に基因するものと思ひます。戦後幼児教育に捧げる人はとても少い、あらゆる方面から幼児教育の重大性を叫び、社會に認めさせると同時に保母養成機關を擴充したい。

議長(林氏) 建議案として採擇小委員會に附したといふ。氏名を御一任下さいますか。

(賛成の拍手しきり)

S(東京都) 農村のことも託兒所のこと念頭に置いて頂きたい。

【問題八】「今後の學校經營が法人組織となるにつき幼稚園として採るべき方法如何」(大津幼稚園提案)

(提案者説明) 學校經營を幼稚園經營と字句の訂正あり、之は出題者も缺席のこと故、提案の意味もはつきりせず。他にこれに似た疑問を持てる會員ありしも地域的に違ふ故、當該府縣監督課に談合のこととしてこの議案は修了。

林議長、他部會に提案説明の爲缺席、よつて副議長堀元氏議長代理をなさる。

副議長(堀氏) 次の議案の御説明を願います。

【問題九】「職域組合結成に關する件」

(宮城保育會提案)

(提案者) 説明經濟の上で、待遇の基準要求の上で團體の力を持ちたい、この意味で、全國の幼稚園保育所關係の組合を作つてはどうであらうか。

T(東京都) 東京では出來ている、なお全國に伸したい、待遇改善の上からは非必要であらうと思う。地域的に作つて全國をまとめた。

U(熊本縣) 熊本では幼稚園も教職員組合に加入、幼稚園部として一部を占めている。これは法的に裏づけられ、力ある叫びが出来る。職域組合は各府縣にあると思うが、大きな團體に加入されるよう。

副議長(堀氏) お聞きしたいのですが、官公立は入つてるようですが、私立の幼稚園保育所はどうでありましょうか、微々たるものではないでしょうか、御意見が聞きたい。

V(東京都) 日本教職員組合は六月に奈良で結成され幼稚園部として全國の保育従事者全部が入つてゐる大きなものであります。全國で十八府縣加入。あとはわかりません、この中には私立の組織もあります。幼児保育者達の希望を、文部大臣、大藏、厚生等の方にも要求出来るのであります。

W(東京都) 政治的な、東、例へば一デモとかストライキ等をしなければならぬと困る、配給や待遇改善だけでなく、政治的、束を受けないのが希望。

V(東京都) 政治的、東なし色彩なし
副議長(堀氏) 加入府縣十八では徴々たるものである。私立幼稚園で考えてみると、保育従事者は事業主體でもある爲に法の上では入れない。その他組長と保母との關係で工合わるいことがある。この點も含んで、充分意見をたかかわして欲しい。

(林議長かえる)

議長(林氏) 長野縣の例を申すと、長野縣では加入は任意であるのに、保育園は一つも加入しない。これは待遇がよいのに原因するのであるか。

X(埼玉縣) 埼玉は加入状況がまちまちである。教組の方にも差別待遇なきにしも非ずという非難もある。横の連絡をとつてゆくこともいゝのではないか、又教組の完成を期することもよい。

Y(茨城縣) 公立のもつ組合の關係よろしい。これも義務制にならなければそれから、全國保育連合會が結成された上厚生部で活用されたらよいと思う。

Z(奈良縣) 奈良縣の現状は、官公私立みんなは入つてゐる。私立經營の狀態

をよく見て待遇を上げて貰つた例がある。つまり組合の部長が經營者側と、更に幼児の父兄側と懇談。私立の先生の待遇を公立の先生なみに上げてもらひました。公私立一括して、その部長が活躍してくれるといふと思う。

鎌田 配給が公平でないというふうなお話もありましたが、それは誤解です。地方まではなかなか手がまわらない實狀ですから府縣の厚生部へ出てわけを話すといふ。それでも出来なければ本部へ連絡を取つて頂きたい。

(この他全國連合會の下に教職員組合をおき、加入をよしとする論、自由意志のみで、よしとする論、等、議論續出)

議長(林氏) 御意見を伺つてます、教組に加入する向と、加入せんでも連合會結成でやつてゆけると考える人となる、決を取るか、それとも委員會へかけましようか?

(一見して全體の空氣は決をとらぬことを希望すること明瞭)

議長(林氏) それでは決を取らないことに致します。たゞ、種々意見ありとい

う報告事項としてこの議案は続ります。次に第二十五の追加議案の御説明を願ひます。

【問題十】「労働基準法により保母の待遇に関する制度を確立したし」

(東京都保育研究會提案)

(提案者説明) 労働基準法は一日より實施。施行細則も出來ました。その中には労働時間は八時間を超えぬことありますが、保育所の労働時間は一〇時間一二時間以上になることもあります。この超過時間三時間に對しては何等の規定もありません、現在は、犧牲的奉仕のみは駄目ですこういうことを、法にかけてきめたいと思つてこの議案を提出いたしました。

(この問題に對し、保育所、幼稚園の勤務時間の比較、當番制の問題、仕事の營業化等意見あり)

議長(林氏) この問題は大事な問題であります法律の裏づけのないことが残念。建議案として採擇いたしましょう。

(拍手)

紙面の都合に依り第三部會を次段に廻します。